

## 飲料水等自動販売機設置事業者選定一般競争入札実施要領

飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置に係る行政財産の貸付は、最低貸付価格（5年間の総額）以上で最も高い価格（5年間の総額）で入札された方に、豊田市の行政財産の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、実施要領をよくお読みになり、諸規制及び現地の状況を確認された上でご参加ください。

### ■自動販売機の設置事業者の決定までのスケジュール

項目	内容
入札の公告 実施要領の配布	令和4年7月22日（金）～8月1日（月） 入札実施要領・申込書類関係を豊田市ホームページ及び豊田市役所総務部行政改革推進課（南庁舎3階）にて配布
申込受付期間	令和4年7月22日（金）～8月1日（月） ※土日祝日を除く 受付時間 午前9時～午後5時 受付方法 豊田市役所総務部行政改革推進課（南庁舎3階）へ持参又は郵送
入札参加確認結果の通知	令和4年8月2日（火） 入札参加資格審査後、入札参加確認通知書を電子メール又は郵送にて通知
質問及び回答	令和4年7月22日（金）～8月1日（月） 午後5時 回答書の送付 令和4年8月4日（木）を目途にホームページに掲載
入札	令和4年8月9日（火） 午後2時から 入札会場 豊田市役所 南31会議室（南庁舎3階） 入札締切後、直ちに開札及び落札者を決定
契約の締結	令和4年8月22日（月）までに 行政財産賃貸借契約書を締結
自動販売機の設置	令和4年9月1日（木）以降速やかに設置

## 1 貸付物件

- (1) 貸付物件は、「別紙 1\_貸付物件一覧」及び「別紙 2\_物件調書」のとおりです。
- (2) 入札は入札区分 (A・B・C) ごとに行います。複数区分に入札することもできます。
- (3) 設置可能範囲には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- (4) 物件ごとに貸付期間及び付加機能の指定があります。詳しくは「別紙 1\_貸付物件一覧」及び「仕様書」をご参照ください。
- (5) 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で現地確認を行ってください。「別紙 1\_貸付物件一覧」の M 列「既設」欄に「○」が表示されている施設については、現在設置してある自動販売機の更新となります。「△」が表示されている施設は、既設の自動販売機の設置位置から同一施設内の別の場所に設置位置の変更があります。

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (5) 愛知県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。
- (6) 豊田市に対し納税義務がある者にあつては、市税等を滞納している者でないこと。【証明する書類が必要】  
※豊田市内に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、「様式 5\_納税義務がないことの申立書」を提出。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ア 愛知県内に契約締結先を有する者であること。
- イ 入札公告の日から過去5年以内に、官公庁発注の案件において、管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有する者であること。【証明する書類が必要】

### 3 自動販売機の設置条件

物件ごとに異なりますので、「別紙 1\_貸付物件一覧」「別紙 2\_物件調書」「仕様書」をご参照ください。

#### (1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、豊田市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。

#### (2) 契約期間

契約期間は令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで

ただし、貸付開始が令和 4 年 9 月 1 日からの施設と令和 4 年 1 1 月 1 日からの施設とがありますので、「別紙 1\_貸付物件一覧」の N 列「貸付期間」の欄で確認してください。

なお、契約期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

#### (3) 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課及び行政改革推進課と調整のうえ機器を設置して下さい。貸付開始日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

#### (4) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

#### (5) 必要経費

①自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

②光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、豊田市が指定する期限までに全額納付してください。

#### (6) 設置機器の仕様

別冊の仕様書をご参照ください。

#### (7) 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

①入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

- ②自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ③その他契約書、仕様書等に記載の事項を遵守すること。

#### (8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切豊田市に請求することができません。

### 4 入札参加方法等

#### (1) 入札の公告及び入札実施要領等の配布

- ア 入札の公告 令和4年7月22日(金)
- イ 入札実施要領等の配布 令和4年7月22日(金)から8月1日(月)  
次のいずれかの方法で入札実施要領その他関係書類を入手すること。
  - ①豊田市ホームページ内行政改革推進課のページからダウンロードする。
  - ②豊田市役所総務部行政改革推進課(南庁舎3階)で書面を受け取る。  
※配布時間は、午前9時から午後5時まで(土・日曜日及び祝日を除く)

#### (2) 入札参加申込書等の提出

- ア 受付期間  
令和4年7月22日(金)から8月1日(月)午後5時まで
- イ 提出方法  
豊田市役所総務部行政改革推進課(南庁舎3階)へ持参又は郵送  
※受付は、午前9時から午後5時まで(土・日曜日及び祝日を除く)  
※郵送の場合は、受付期限までに必着とする。  
郵送先 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地  
豊田市役所 行政改革推進課
- ウ 提出書類  
提出書類は、次の①～④の各1部を提出すること。  
なお、複数の入札区分の入札参加を希望する場合は、「様式1\_入札参加申込書」の参加する入札区分欄に複数の○をつけること。また、証明書は発行日から90日以内のものに限ります。
  - ① 入札参加申込書【様式1】
  - ② 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
  - ③ 納税証明書又は「様式5\_納税義務がないことの申立書」
  - ④ 2 入札参加資格(7)ア及びイが確認できる書類(契約書・許可証などの写し)
- エ その他  
提出書類の差し替え等は、提出期限内に限り行うことができる。市は提

出書類のほかに必要なに応じて、他の書類提出を追加で求めることがあります。なお、提出した書類については返却いたしません。

(3) 入札参加資格審査

提出された入札参加申込書等により参加資格審査を実施します。審査の結果、資格を有すると認められた申込者には、令和4年8月2日（火）に入札参加確認通知書を電子メール又は郵送にて通知します。

(4) 質問書の提出

本案件に関する質問は、すべて質問書【様式2】によることとする。質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出期間 令和4年7月22日（金）～8月1日（月）午後5時 必着

イ 提出方法

豊田市役所総務部行政改革推進課（南庁舎3階）へ持参、郵送又は電子メール。原則として電子メールとし、「質問書」に質問内容を記載し、電子メールに添付すること。

E-mail : gyokaku@city.toyota.aichi.jp

※電子メール送信の件名は次のとおりとする。

件名：自動販売機設置に関する質問「応募事業者名」「送信年月日」

ウ 回答方法

質問者に随時電子メールで回答するとともに、令和4年8月4日（木）を目途に豊田市ホームページで公表する。

5 入札方法

(1) 入札形式 一般競争入札

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札日時 令和4年8月9日（火）午後2時から

※入札は、入札区分（A・B・C）ごとに実施いたします。

(4) 開催会場 豊田市役所 南31会議室（南庁舎3階）

(5) 受付 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から入札会場にて行います。入札開始時刻までに受付をお済ませください。なお、入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できません。

(6) 当日に持参するもの

ア 入札参加確認通知書

イ 入札書【様式3】

ウ 封筒（入札書を封入する封筒）

※「イ 入札書」及び「ウ 封筒」は、別紙「入札書の記載例」のとおり  
に作成してください。

エ 誓約書【様式4】

オ 委任状【様式6】（入札者が代理人により入札する場合のみ）

(7) 入札

ア 入札書は、指定の書式【様式3】を使用してください。

イ 入札金額は、入札区分ごとの契約期間（5年間）の貸付料の総額を記載すること。

ウ 貸付料の入札金額には、消費税を含まないものとする。

エ 自動販売機の入札区分ごとに予定価格（最低貸付価格）が設定されていますので予定価格以上の金額を記載すること。予定価格は、「別紙1\_貸付物件一覧」に記載してあります。

オ 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、封をして提出ください。

カ 郵便による入札は認めません。

キ 入札会場には、入札参加者一社につき1名の入場とする。

ク 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場者は必ずマスクを着用すること。

ケ 一者以上の入札参加で成立するものとします。

コ 入札者が代理人により入札するときは、代理人は入札前に委任状【様式6】を提出すること。

(8) 入札辞退

入札参加確認通知書により入札への参加を認められた者は、入札執行の完了に至るまでを期限として、入札参加の撤回を申し出ることができます。なお、その場合は、その旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送により提出してください。

(9) 入札の中止等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。

ア 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

イ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

ウ 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前項各号に掲げる事由又はその他の事由により入札が中止された場合であっても同様とする。

(10) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 豊田市契約規則（昭和39年規則第11号）第13条第1号から第7号に該当する入札

- イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
- エ 郵送による入札
- オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- キ 委任状を提出しない代理人の行った入札

## 6 落札者の決定方法

### (1) 開札

開札は、入札開催場所において、入札の完了後直ちに入札者の立会いのもと行う。

### (2) 落札者の決定

開札後、次の条件により決定します。

- ア 有効な入札を行い、入札金額が予定価格（最低貸付価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
- イ 最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定します。

### (3) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、自動販売機設置業者候補としての決定を取り消しする。

- ア 業者決定後、事業者の資金状況の変化等により、貸付条件等を満たせないと判断した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他本実施要領に違反すると認められた場合

## 7 契約及び自動販売機の設置

### (1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は公有財産借受申請書及び公園施設設置許可申請書を市に提出し、令和4年8月22日（月）までに落札者と豊田市の間に行政財産賃貸借契約書を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約保証金は、免除とする。

### (3) 貸付料

貸付料は、入札金額とする。

ただし、都市公園における自動販売機の設置には、豊田市都市公園使用料及び利用料金条例に規定されている公園使用料が別途必要となりますので、入札金額から公園使用料を減額した額を賃貸借契約の契約金額とします。

(4) 自動販売機の設置

自動販売機は、令和4年9月1日から設置することができますが、事前に施設担当課及び行政改革推進課と調整の上、具体的な設置日等を決定することとしてください。

8 問合せ先

〒471-8501

豊田市総務部行政改革推進課

所在地 愛知県豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6652 (直通)

FAX 0565-34-6815

E-mail [gyoukaku@city.toyota.aichi.jp](mailto:gyoukaku@city.toyota.aichi.jp)